

第二種衛生管理者能力向上教育

《衛生管理者に求められる定期的教育です(労働安全衛生法 19 条の 2)》などの

労働衛生に係る労働環境の変化により、過重労働による過労死などの脳心臓疾患や、うつ病などの精神障害が発生する件数が増加しており、また、一般定期健康診断において何らかの所見を有する労働者の割合も全体の半数を超えています。過重労働対策やメンタルヘルス対策、メタボリック対策、感染症対策など労働衛生管理は複雑化し、その職務を担う衛生管理者の重要性は一層増してきています。

労働安全衛生法は第 19 条の 2 において、衛生管理者について、新たな知識を習得させ能力の向上を図る教育を実施するよう事業者に求めています。

つきましては、厚生労働省の定めるカリキュラム（平 18, 3, 31 能力向上教育指針公示第 5 号）に基づき、下記により「第二種衛生管理者（※参照）能力向上教育」を開催いたしますので、該当者の受講についてご配慮賜りますようご案内申し上げます。

日時	令和 6 年 8 月 6 日（火） 9:00～17:30 開場・受付開始 8:45
場所	（一社）三田労働基準協会ビル 1 階研修センター(裏面地図参照)
教育内容	公示された全科目及び時間数（講師：労働衛生コンサルタント）
申込方法 申込先	裏面申込票にご記入のうえ、5 月 30 日(火)までに FAX でお申し込みください。 お申込み FAX をいただきましたら、受講番号を付して FAX にて返送いたしますので、研修当日受付に提示してください。 渋谷労働基準協会 渋谷区鶯谷町 19-19 ソイハウス 2C 号室 TEL:6416-3720 FAX:6416-3721
受講料	会員 9,900 円（テキスト代等は協会が助成します。消費税免税事業者） 会員以外 12,100 円（テキスト代込み） 7 月 30 日（火）までに銀行振込にてお願いいたします。 振込先 みずほ銀行渋谷支店 普通 0206823 渋谷労働基準協会 ※お申込み後の取り消しは 7 月 30 日までをお願いいたします。それ以降の取消しについては受講料を賜りますのでご了承ください。
定員	30 名
修了証	全科目を受講した方(遅刻早退不可)に、研修終了後交付します。 修了証受領のために印鑑をご持参ください。
その他	この講習は城南労働基準協会協議会(渋谷労働基準協会、三田労働基準協会、大田労働基準協会、品川労働基準協会)の共催により開催し、幹事協会は三田労働基準協会です。

[※] 衛生管理者は、業種により、農林水産業・鉱業・建設業・製造業・電気業・ガス業・水道業・熱供給業・運送業・自動車整備業・機械修理業・医療業・清掃業の工業的業種は第一種衛生管理者から、それ以外の非工業的業種は第二種衛生管理者若しくは第一種衛生管理者から選任することとされています。

第二種衛生管理者能力向上教育

申込書 兼 受講票

令和6年8月6日(火)9:00~17:30 開場・受付開始 8:45

会員非会員の別	渋谷会員・大田会員・三田会員・品川会員・それ以外(○を付してください)		
事業場名	TEL		
	FAX		
所在地	業種		
連絡担当者	部署	氏名	
受講者	氏名(フリガナ)	受講番号	
	生年月日	衛生管理者資格取得年月日・番号	
	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	一種・二種 第 号

返送 FAX 番号：6416-3721

渋谷労働基準協会

注：◆氏名・生年月日は楷書で正確に記入してください。終了証受領のため印鑑をお持ちください。

◆個人情報は、研修及び修了証発行管理目的以外に利用することはありません。

三田労働基準協会 1階研修センター

《会場案内図》

港区芝 4-4-5 TEL:3451-0901

山手線・京浜東北線

田町駅西(三田)口 8分

地下鉄浅草線・三田線

三田駅 A9出口 1分

受付日
月 日

